

薬生発 1117 第 4 号
令和 3 年 11 月 17 日

〔 保健所設置市市長
特別区区長 〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 4 年「はたちの献血」キャンペーンへの協力について（依頼）

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社では、献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤の安定供給を確保するため、新たに成人を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、国民一人一人に献血の重要性を普及啓発し、献血運動を全国で盛り上げることを目的とした「はたちの献血」キャンペーン（令和 4 年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの 2 か月間）を実施することとしております。

つきましては、本キャンペーンの趣旨を御理解の上、献血の推進について、格段の御支援、御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

また、貴管内機関及び関係団体に対しましても、積極的な周知方よろしく御願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省 医薬・生活衛生局
血液対策課 献血推進係 加藤 瑞季
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電 話：03-3595-2395（直通）
F A X：03-3507-9064
メール：katou-mizuki.qa4@mhlw.go.jp

薬生発 1117 第 2 号
令和 3 年 11 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 4 年「はたちの献血」キャンペーンの実施について

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年においても、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社の共同主催により、献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤の安定供給を確保するため、新たに成人を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、国民一人一人に献血の重要性を普及啓発し、献血運動を全国で盛り上げることを目的とした「はたちの献血」キャンペーン（令和 4 年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの 2 か月間）を実施することといたします。

貴都道府県におかれては、日本赤十字社都道府県支部及び各血液センターと連携し、積極的なキャンペーン活動を展開するとともに、貴管内機関及び関係団体に対しましても、積極的に周知いただきますよう、御願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省 医薬・生活衛生局
血液対策課 献血推進係 加藤 瑞季
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電 話：03-3595-2395（直通）
F A X：03-3507-9064
メール：katou-mizuki.qa4@mhlw.go.jp

令和4年「はたちの献血」キャンペーン実施要綱

1 目 的

献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤の安定供給を確保するため、新たに成人を迎える「はたち」の若者を中心として、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、国民一人一人に献血の重要性を普及啓発し、献血運動を全国で盛り上げることを目的とする。

2 期 間

令和4年1月1日（土）から令和4年2月28日（月）までの2か月間

3 キャッチフレーズ

「あなたの今日が、だれかの明日に。ハタチの献血」

4 実施機関（予定）

- (1) 主催 厚生労働省、都道府県、日本赤十字社
- (2) 後援 一般社団法人 日本民間放送連盟
一般社団法人 日本民営鉄道協会
一般社団法人 日本コミュニティ放送協会

5 実施事項

(1) 厚生労働省及び日本赤十字社における実施事項

ア 各種広報手段の活用

厚生労働省及び日本赤十字社は、本キャンペーンの実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用すること。

イ ポスターの配布等

厚生労働省及び日本赤十字社は、本キャンペーン用ポスターその他の印刷物を作成し、都道府県、日本赤十字社都道府県支部及び各血液センター（以下「日本赤十字社都道府県支部等」という。）等に配布すること。

ウ 若年層の献血者対策の推進

厚生労働省及び日本赤十字社は、十分に連携しながら、幼少期を含めた若年層に対して普及啓発資材などを活用し、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図ること。

エ 複数回献血の推進

日本赤十字社は、厚生労働省と十分に連携しながら、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービスの向上を図るとともに、継続的な献血への協力を呼びかけること。

(2) 都道府県等における実施事項

ア キャンペーン計画の策定

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、十分に連携しながら、都道府県献血推進協議会、管内市町村及び各種献血推進団体の協力の下に、それぞれの地域の実情に即したキャンペーン計画を策定した上で本キャンペーンを実施すること。

イ 各種広報手段の活用

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、本キャンペーンの実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用すること。

ウ ポスターの掲示等

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、厚生労働省及び日本赤十字社から配布されるキャンペーン用ポスター等の掲示・配布を行うとともに、企業、学校、病院、駅、各種団体、地域組織等に、これらを公衆の目につきやすい場所に掲示するよう依頼するなど、効果的な普及啓発活動に取り組むこと。

エ 若年層の献血者対策の推進

都道府県及び日本赤十字社都道府県支部等は、若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、若年層への献血の推進及び幼少期を含めた若年層に対する普及啓発を図ること。

オ 複数回献血の推進

日本赤十字社都道府県支部等は、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の会員数の増加及び献血者へのサービスの向上を図るとともに、継続的な献血への協力を呼びかけること。

都道府県はこれらの取組に協力すること。